

第1編 総 則

第 1 章 積算資料の基本的性格

この積算資料は、高知県土木部が所管する用地調査等業務の諸手続と積算基準及び標準歩掛等の一般基準を定めたものである。

特別の条件により、この積算資料によることが明らかに不適当な場合には、別途承認を得る等により積算することができる。

第 2 章 業務の分類と適用範囲

用地調査等業務とは、土地等の取得等に係る土地等の測量及び調査に関する業務をいい、高知県土木部が所管する公共事業に適用する。

この業務を発注する場合の費用の積算に当たっては、第 3 編第 3 章「用地測量等業務積算基準」、第 3 編第 4 章「用地調査等業務積算資料」及び第 4 編第 2 章「工損調査等業務積算基準」を適用し、契約方法は委託契約によるものとする。

第 3 章 標準歩掛等

用地調査等業務は、高知県統一の積算基準及び標準歩掛を基本として構成しているものである。

第 4 章 別 途 指 示

統一資材及び労務単価

第 1 部基準日額及び材料単価とするが、その他は高知県制定の「設計および測量調査業務積算資料」を準用し、別途指示する。

※ この積算資料の問い合わせは、用地対策課に行うこと。

